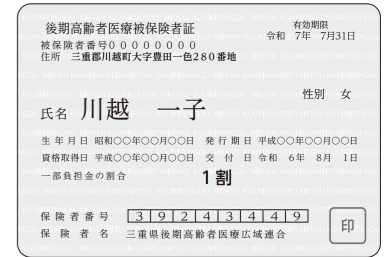


後期高齢者医療制度のお知らせ

被保険者証が変わります

新しい被保険者証(若草色)を7月中旬に簡易書留で送付します。8月1日以降に医療機関を受診するときは、新しい被保険者証(若草色)を提示してください。

※現在お持ちの被保険者証(ピンク色)は、8月1日以降に川越町役場へ返却してください。ご自身で処分される場合は、個人情報に十分注意した上で、処分してください。



「マイナンバーカード」を保険証として、ぜひお使いください

- ・正確なデータに基づく診療・薬の処方など、より良い医療を受けることができます。
- ・窓口での「限度額適用認定証等」の提示が必要なくなります。
- ・健康診査や薬の情報をマイナポータルで閲覧できます。

※令和6年12月2日から現行の保険証が発行されなくなります。

保険証の利用登録をしたマイナンバーカードを持っていない方には、資格情報を記載した「資格確認書」を交付します。

「限度額適用認定証等」について

入院するときや高額な外来診療を受けるときは、限度額適用認定証か限度額適用・標準負担額減額認定証を医療機関などの窓口で提示することで、医療費の支払いが自己負担限度額までとなります。また、住民税非課税世帯の方は、入院時の食事代も減額されます。

認定証の交付を受ける場合は、町民保険課で申請してください。現在交付されている方で今年度も同一証の対象者には、自動更新により7月末に送付します。

保険料について

後期高齢者医療制度では、被保険者一人ひとりに保険料を納付していただきます。

7月中旬に保険料額及び納付方法の通知を送付します。

保険料の計算方法

【令和6・7年度】

保険料額は被保険者全員が定額を負担する「均等割額」とその人の所得(前年)に応じて負担する「所得割額」の合計額になります。

被保険者均等割額 48,903円	+	所得割額 被保険者に係る基礎控除後の 総所得金額等 ×9.82%^{※1}	=	年間保険料額 賦課限度額80万円 ^{※2}
		^{※1} 令和6年度は賦課のもととなる所得金額が58万円以下の方は9.07%		^{※2} 令和6年度は以下の方は賦課限度額が73万円 ①昭和24年3月31日以前に生まれた方 ②令和6年度中に障害認定を受け被保険者となった方

◆保険料の軽減措置

【所得の低い世帯の方への軽減】

所得が低い世帯の方は、下記の基準により均等割額が軽減されます。

同一世帯の後期高齢者医療被保険者及び世帯主の総所得金額等の合算額	軽減割合	軽減後の額
43万円+10万円×(年金・給与所得者数-1)以下	7割	14,670円
43万円+29.5万円×被保険者数+10万円×(年金・給与所得者数-1)以下	5割	24,451円
43万円+54.5万円×被保険者数+10万円×(年金・給与所得者数-1)以下	2割	39,122円

※軽減判定は毎年4月1日時点の世帯状況で行います(年度途中で資格取得された方は資格取得日)

【後期高齢者医療制度に加入する前日に被用者保険^{*}の被扶養者であった方への軽減】

所得割は課されません。均等割額は資格取得から2年間のみ5割軽減されます。ただし、所得が低い世帯に属する方は軽減割合が高い方になります。

被用者保険の被扶養者であった方で軽減措置が行われていない場合は、町民保険課にお知らせください。

^{*}被用者保険…協会けんぽ、企業の健康保険組合による健康保険、船員保険、公務員の共済組合などのことをいい、市町国民健康保険及び国民健康保険組合は含まれません。

自己負担割合について

病気やケガで診療を受けるとき、保険証を医療機関等で提示すれば、かかった医療費の一部を負担するだけになります。※負担割合は、保険証に記載されています。

一般・低所得者 …………… 1割
一定以上の所得のある方 …… 2割
現役並みの所得者 …………… 3割

後期高齢者健康診査

6月下旬から受診券等を後期高齢者医療広域連合から順次送付します。

目的 健康管理と生活習慣病等の早期発見

対象者 令和6年8月31日までに後期高齢者医療被保険者になる方

送付予定

- ・4月末時点の被保険者 …………… 6月下旬発送
- ・5月～7月中に被保険者になる方 …………… 8月中旬発送
- ・8月中に被保険者になる方 …………… 9月中旬発送

受診期間 7月1日(月)から11月30日(土)

受診場所 同封の医療機関一覧をご覧ください

受診方法 同封の受診券等をご覧ください

自己負担 無料 ※2回目以降の受診は全額自己負担

75歳からのお口の健康チェック(後期高齢者歯科健康診査)

7月下旬に受診券等を後期高齢者医療広域連合から送付します。

目的 口腔機能低下の予防と口腔内の健康意識の向上

対象者 後期高齢者医療被保険者で、75歳、76歳、77歳、80歳の方(令和6年3月31日現在)

送付予定 7月下旬発送

受診期間 8月1日(木)から11月20日(水)

受診場所 公益社団法人三重県歯科医師会の指定する歯科医療機関

受診方法 同封の受診券等をご覧ください

自己負担 無料 ※2回目以降の受診は全額自己負担

後期高齢者医療費通知

医療費通知を後期高齢者医療広域連合から送付します。

実際にかかった医療費の総額を確認することで、医療と健康に対する意識を高め、医療保険の健全な運営を図ることを目的に送付しています。

また確定申告の医療費控除の申告手続きで「医療費控除の明細書」の添付書類として使用することができます。※領収書が必要な場合があります。詳しくは税務署にお問い合わせください。

医療費通知が不要の方はお問い合わせください。

☎ 三重県後期高齢者医療広域連合

(資格保険料) TEL059・221・6883

(給付健康) TEL059・221・6884

町民保険課

TEL366・7115

